

名 称	就労・生活支援センター 飛鳥晴山苑			運営主体：社会福祉法人 晴山会
施設種別	日中一時支援			
設置目的	日中における生活の場を確保し、障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息と地域における障害者の居場所の確保を図ります。又、緊急時における受け入れ体制を万能的に整えていきます。			
住 所	〒114-0024 北区西ヶ原 4-51-1			
電 話	03-3940-9182	FAX	03-3940-9185 (代表)	
設置年月	平成20年5月	利用定員	10名	
利用時間	年中無休 月曜日～土曜日 15:30～20:00 日曜日と、祝日が重なった土曜日は9:00～20:00			時間外のご利用については、 要相談
利用対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳、又は、愛の手帳をお持ちで支給決定を受けている方 ・北区、板橋区、豊島区、荒川区、足立区、墨田区、文京区、川口市にお住まいの方 ・小学校1年生以上の方 			
利用手続	利用を希望される方はお住まいの区に申請し、障害支援区分の認定を受け、地域生活支援受給者証の交付後、事業者と利用契約を結びます。			
利用料金	原則として、食費、その他必要経費			
通所方法	施設にお問い合わせください。			
活動内容	《事業内容》 <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活の支援 ・食事の提供 ・健康管理、服薬管理等 ・その他、要望に応じた必要な支援 			

飛鳥晴山苑 ～アクセス～



○都電荒川線 西ヶ原4丁目駅より徒歩5分



【ホームページ】 http://seizan-kai.or.jp/asuka_syuurou/